

令和5年度包括外部監査結果報告に対する措置状況

監査の対象

令和5年度監査テーマ

「保健所等に関する財務事務の執行について」

監査結果に対する措置状況

監査結果に対する措置状況は別紙のとおり

令和5年度 明石市包括外部監査結果<指摘>に対する措置状況

No.	頁	区分	項目	指摘	市の対応や考え方
1	P43	補助金	補助金要綱の制定について	<p>補助金規則は、補助金交付に関する基本的事項について規定するものであり、個々の補助金の具体的な目的や補助対象、補助金額や補助金の使途等に関してはそれぞれの補助金要綱にて詳細に定められる。</p> <p>いずれも補助金交付に関する事務執行の適正性、公正性及び透明性を確保することを目的として、整備されるものである。</p> <p>しかしながら、保健所が所管する補助金につき、補助金要綱が整備されていないものがある。</p>	<p>補助事業については、画一的に要綱化するのではなく、制度の継続性や対象者数等を総合的に勘案したうえで要綱化を行ってきましたが、指摘を踏まえ、規程の改正を行い、要綱整備の基準を明確化しました。</p>
2	P48	情報管理	USBの保有本数及び管理方法について	<p>全課で個々にUSBを複数本保有・使用し、使用の都度利用管理簿を作成している。利用管理簿でUSB利用状況を確認すると、実際現在保有しているUSBの本数は過剰となっていると考えられる。</p> <p>また、各課で各々USBを保有・管理する必要性は乏しく、あかし保健所の特定の部署にて適切な本数を保有・管理する必要がある、情報セキュリティからは改善が望まれる。</p>	<p>毎年各課に実施を義務付けている情報セキュリティ自己点検において、USBの保有本数の妥当性を確認し報告する項目を追加し、改善を行います。</p>
3	P64	補助金	補助金要綱の制定及び公表について	<p>補助金規則は、補助金交付に関する基本的事項について規定するものであり、個々の補助金の具体的な目的や補助対象、補助金額や補助金の使途等に関してはそれぞれの補助金要綱にて詳細に定められる。明石市健康大学講座運営事業補助金について、交付先対象が明石市医師会のみのため、上記の補助金規則に基づいて対応しており、個別の補助金要綱は作成していなかった。</p> <p>これは、過去からの経緯でそのように対応しているが、明石市として規則で対応するか否かのガイドラインは特になかった。また、かかる補助金はホームページ等で公表されていなかった。</p>	<p>包括外部監査の実施後に、規則で対応するか否かのガイドラインとして、総務課が「明石市要綱等の取扱い規定」を改正し、「補助金交付要綱の制定基準」を整理しました。その中で、特定の者のみを対象とし、かつ1年度あたりの申請件数が10件に満たない補助金については要綱の制定を不要としたため、本補助金について要綱の制定・公表は行わないこととしました。なお、補助の実績については、事務事業点検シートや補助金・交付金明細書を毎年度ホームページ上で公表しています。</p>

No.	頁	区分	項目	指 摘	市の対応や考え方
4	P65	補助金	災害対応病院にかかる医薬品や衛生資材等の在庫確認について	<p>災害対応病院にかかる医薬品や衛生資材等の備蓄に対する補助金について、災害対策病院向けの補助金の支給目的は、備蓄品購入に関する支援であるが、備蓄状況まで確認はできていない。</p> <p>そのため、災害対応病院からは、医薬品等の購入報告は受けているが、災害対応病院に対して定期的に棚卸結果を報告してもらうことや定期的な保管状況を保健総務課が確認する等の管理がされていなかった。</p>	災害対応病院による定期的な棚卸とその報告、及び本市職員と災害対応病院職員の合同による購入物品の備蓄状況の確認を実施しました。
5	P87	財務・契約	指定管理者からの収支報告書の精査について	<p>明石市立夜間休日応急診療所運営事業では明石市医師会（「以下、医師会」）及びあかしユニバーサル歯科診療所での指定管理業務では明石市歯科医師会（以下、「歯科医師会」という。）が指定管理者として選定され、医師会、歯科医師会により運営されている。</p> <p>医師会及び歯科医師会と明石市が締結した基本協定書によれば、貴市は医師会及び歯科医師会より指定管理業務にかかる収支状況等が記載された事業報告書の提出を受けることになっている。貴市は医師会及び歯科医師会より事業報告書を入手し、指定管理業務の収支に異常がないかどうかの確認は行っていたものの、当該収支報告が正確であるかの検証を行っていなかった。</p> <p>このため、現状では指定管理料が適切であるかどうかを検証できない状況となっている。</p>	指定管理者から提出された令和5年度事業実績報告分より、帳簿記録等から主要科目や内容が不明瞭な箇所について挙証資料等との照合を行い、収支報告書が正確であることの検証を行いました。
6	P103	成果指標・目標	事務事業点検シートにおける成果指標の設定方法について	<p>兵庫県では、がん検診の目標値として受診率 50%を掲げているが、『がん検診の受診率について、対策型検診で行われている全てのがん種検診について、市町がん検診のほか人間ドックや職域等での受診を含め、全体の受診率を 50%とする。』</p> <p>一方、明石市では、事務事業評価シート上、目標値として兵庫県と同様の受診率 50%を設定しているが、対応する実績は主に国保加入者に限定した受診率を採用しており、職域での受診は含めない計算となっているため、目標値と実績値の前提が異なっている。</p> <p>結果、実質、達成不可能な指標が成果目標として設定されており、当該事業に係る成果の評価が困難となっている。</p>	<p>令和5年度の成果目標については、ご指摘のとおり、目標値と実績値の前提が異なっていました。</p> <p>そのため、令和6年度の目標値については、市のがん検診受診者に限定したうえで、過去の実績を参考に算出し、設定しました。</p>

No.	頁	区分	項目	指摘	市の対応や考え方
7	P109	情報管理	USBの管理方法について	保健予防課疾病予防係で管理しているUSB等の使用簿に、個人情報等を含むデータをUSBに格納する場合に必要な許可印等上長による使用許可を示すための押印がないものが散見された。	今回の指摘内容を含め、USBの使用に関する取扱いを改めて課内に周知しました。 また、使用簿を随時確認し、管理を適切に行います。
8	P121	備品	備品一覧表兼物品出納簿における備品の二重登録について	備品の実査の結果、備品一覧表兼物品出納簿において、同じ資産が二重で登録されていた。購入時と設置完了時の2回、登録されたと推測される。 定期的な実査を行ってれば、発見可能であることから、今までの備品の現物管理、及び管理台帳の更新が適切に実施されていなかったものと推察される。	当該物品については備品一覧表兼物品出納簿での登録誤りを確認し、修正しました。 今後は定期的の実査を行い、備品の現物管理、及び管理台帳の更新を適切に行います。
9	P122	備品	備品一覧表兼物品出納簿の登録誤りについて	備品の実査の結果、備品一覧表兼物品出納簿の登録場所とは異なる場所に保管されている資産が識別された。 当該資産について、台帳上の登録は4階会議室であるが、現物は2階に保管されていた。定期的な実査を行ってれば、発見可能であり、備品の現物管理、及び管理台帳の更新が適切に実施されていないと考えられる。	当該物品については備品一覧表兼物品出納簿での登録誤りを確認し、修正しました。 今後は定期的の実査を行い、備品の現物管理、及び管理台帳の更新を適切に行います。
10	P122	備品	備品一覧表兼物品出納簿の登録誤りについて	備品の実査の結果、保管場所2階倉庫となっている資産について、現物が確認できない資産（電話台）が存在した。	当該物品については備品一覧表兼物品出納簿での登録誤りを確認し、修正しました。 今後は定期的の実査を行い、備品の現物管理、及び管理台帳の更新を適切に行います。
11	P137	情報管理	USBの保有本数について	収集した市民の健康に関連する情報等を健康推進課が所管する情報管理システムへ入力するため、また、同システムから出力した情報を他のパソコンに移動させるためのツールとしてUSBを活用しているが、課内でのUSB使用頻度からすれば保有本数が多い状況となっていた（確認時点での所有本数は10本）。 USBは、情報の移動・保管のために非常に便利なツールであり、保有している物品を廃棄しがたいことは理解できるが、必要以上に保有すると利用機会が増大し、個人情報漏洩リスクが増大する可能性がある。	令和5年度の使用状況などから、同日に最大3本を利用することがあること及び特定の委託業務で専用使用する1本が必要であることを確認しました。 従って、4本を引き続き保有することとし、残り6本は全て廃棄しました。 なお、保有本数については、利用状況に合わせ適宜見直しを行い、必要最低限の本数とします。

No.	頁	区分	項目	指摘	市の対応や考え方
12	P141	財務・契約	特命随意契約における見積書の徴取について	<p>精神保健相談として実施している、こころのケア相談業務について、特命随意契約により、明石市医師会に委託しているが、単価の決定につき、見積書を入手していない。</p> <p>現状では、契約の透明性が確保できず、また、委託金額が適切かどうかの検証ができない状況となっている。</p>	令和6年度分契約において、見積書を徴し金額の精査を行ったうえで契約を行いました。
13	P158	備品	備品の定期的な実査について	<p>保健所5階、4階に現物はあるが備品一覧表兼物品出納簿に記載されていない備品があった。</p> <p>定期的な実査を行っていれば、発見可能であることから、今までの備品の現物管理、及び管理台帳の更新が適切に実施されていなかったものと推察される。</p>	<p>備品一覧表兼物品出納簿に記載していなかった備品については、直ちに記載を行いました。</p> <p>今後は定期的の実査を行い、備品の現物管理、及び管理台帳の更新を適切に行っていきます。</p>